

## ◆消費税の軽減税率制度◆

平成29年4月1日以後から行う課税資産の譲渡等について適用され、以下のものについては軽減税率8%（地方税含む）が適用されます

### ①軽減税率の対象となるもの

#### ●飲食料品の譲渡

酒税法に規定する酒類及び外食サービスは除かれます。

例)

外食に当たる(10%)	外食に当たらない(8%)
フードコートでの飲食	コンビニの弁当
牛丼屋等での店内飲食	牛丼屋等での持ち帰り
ケータリング・出張料理	そば屋の出前

#### ●新聞の譲渡

定期購読契約に基づく日又は週2回以上発行される新聞

### ②適格請求書等保存方式(インボイス制度)の導入

複数税率制度に対応させるために仕入税額控除の方式として、適格請求書等保存方式(インボイス制度)が平成33年4月1日より導入されます

「適格請求書発行事業者」(仮称)から交付を受けた「適格請求書」(仮称)の保存を、仕入税額控除の要件とすることになります

### ③適格請求書等保存方式が導入されるまでの間の経過措置

#### ●現行の請求書等保存方式を維持する

ただし、軽減税率対象品目に該当する課税仕入れについては、請求書等に記載すべき事項として

- ・「軽減対象課税資産の譲渡等である旨」
- ・「税率の異なるごとに合計した対価の額」

が加えられます

#### ●売上げ又は仕入れにつき異なる税率ごとに区分することが困難である事業者には、売上税額又は仕入税額を簡便に計算することを認められます